

市長開会あいさつ（要旨）

本日、議員の皆様のご出席を賜り、令和元年第3回安芸市議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

はじめに、環境課小規模水道事業に係る不適切な事務処理及び工事未完了問題について、県、地元、関係の皆様にご迷惑をおかけし、心からお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

新聞報道にありましたとおり、地元から事務委任等を受けた当事業の施工において、契約書未締結のまま工事を発注し、進行管理も不十分で、年度内に完了させることができませんでした。さらに、工事が未完了にもかかわらず、県に実績報告書を提出し、県補助金を受入れてしまいました。

県補助金は、県から通知があり次第、速やかに全額返還する予定ですが、当事業は現在、中断したままとなっており、事業再開に向け、協議を重ねているところであります。

市への不信感を招き、信用を失墜させた責任を重く受け止めており、未然防止に向けて指導及び服務規律の徹底に努めてまいります。

次に、台風 15 号により被災された千葉県富里市への支援についてご報告いたします。

今月 9 日に、千葉県付近に上陸した台風 15 号の影響により、関東南部では記録的な暴風雨となり、本市と災害時相互応援協定を締結しております千葉県富里市におきましても、倒木による通行止め、大規模停電や断水等、甚大な被害が発生いたしました。

断水が継続していたことから、本市としましては、給水袋 1,050 袋を 13 日に富里市にお届けしており、また、義援金として 10 万円を寄付することとしております。

被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災からの一日も早い復旧・復興を、心からお祈り申し上げます。

次に、台風 10 号による本市での被害状況と対応についてご報告いたします。

先月 15 日に、高知県に接近した台風 10 号は速度が遅く、本市におきましても、長時間の暴風雨にさらされました。

市道におきましては、八ノ谷線や畑山の中川線、伊尾木川上流の別役方面で路側の損壊や崩土等が発生し、安芸ノ川線では、30 年災の工事発注済み箇所において、工事区間内の橋梁が被災するなどしたため、国の補助災害復旧事業に、道路、橋梁併せて計 7 件の申請を予定しております。

県道では、大久保伊尾木線において、大井集落の下流部で、道

路が幅4メートル、長さ8メートルにわたって陥没しましたが、
応急工事が完了し、通行可能となっております。

また、大久保伊尾木線の大井集落から上流約500メートルの
地点において、昨年の7月豪雨で被災した箇所が再度被災した
ため、急きょ全面通行止めとし、現在、本格的な復旧工事が進め
られております。

県市とも、集落につながる道路については、孤立状態にならな
いよう早期に道路啓開や応急工事を実施し、通行可能なルート
を確保しております。

次に、農林業への被害につきまして、県の調査によりますと、
露地作物への被害が約60ヘクタールで、園芸用ハウスでは、本
体の歪みやビニールの破損など41棟が被災しております。台
風10号による農業の災害ゴミにつきましては、今月30日を
期限に、最終処分場での受け入れ態勢を取っております。

農地・農業用施設では、中山間地の河川沿いの農地が冠水し、
農業用水路の決壊等が発生したことから、現在2地区で、農業
用施設災害復旧申請の準備を進めております。

また、林道施設では、畑山地区の林道正藤線で山側法面が崩壊
し、現在、災害復旧申請の準備を進めております。

9月に入り本格的な台風シーズンを迎え、災害発生リスク
も大きくなることが予想されることから、県とも連携を図りな

がら、30年発生災害も含め、早期復旧や応急対応に努めてまいります。

それでは、市政の主要な課題等につきまして、ご報告いたします。

はじめに、「新庁舎の建設」についてであります。

新庁舎建設に係る設計業務につきましては、公募型プロポーザル方式により設計業者の選定を行い、県外の設計事務所と高知県内の設計事務所からなる、梓設計・みやび設計 設計共同企業体と契約を締結しており、基本計画及び基本設計は、今年度末まで、実施設計は来年度末までの完成を目指して進めております。

新庁舎の基本計画の策定や、基本設計の作成にあたりましては、幅広い見地から協議、検討を行うため、専門家や市民等で構成する検討委員会を設置し、現在、設計の前提となる整備方針や、備えるべき機能等について検討をいただいております。

また、市民の皆様の新庁舎に対する考えや意見を広くお伺いするため、本市にお住いの18歳以上の方の中から無作為に2,000人を選ばせていただき、郵送によるアンケート調査を実施いたしました。

このほか、市役所に来庁された方にご意見をお聞きする庁舎利用実態調査を実施し、現在、集計作業を行っております。調査によりいただいたご意見等を、基本計画や基本設計に反映して

まいりたいと考えております。

次に、「統合中学校の建設」についてであります。

統合中学校建設予定地の地権者や周辺農地所有者の方、栃ノ木堰土地改良区をはじめとする関係機関のご理解、ご協力をいただくことができ、本年 6 月に、県への農地転用許可申請を行っております。

既に完了しております安芸市立統合中学校新築工事の基本設計をもとに、今後、新築工事の実施設計業務に取り組んでまいります。

次に、「庁舎及び市立安芸中学校跡地活用」についてであります。

移転後の跡地対策につきまして、8 月 26 日に、高知大学と商工会議所を外部委員とした跡地活用検討準備委員会を立ち上げております。

今後、同準備委員会での協議を重ね、年内を目途に、どのような手法、手順により、跡地活用を検討していくかについて、方針を決定してまいります。

来年度には、市民の皆様や専門家の方々を交えた跡地活用検討委員会を立ち上げ、本年度に定めた手法や手順に従い、跡地の活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、「姉妹都市提携 30 周年記念事業」についてであります。

兵庫県たつの市と結んだ姉妹都市提携が、本年で 30 周年を迎えることとなり、6 月 30 日にたつの市で、8 月 25 日には本市において、記念式典を開催いたしました。

童謡の里づくりやスポーツ交流等を通じて築いてきた絆を確かめ合い、今後も、次代につながる友好交流を推進していくことを誓い合いました。

また、「安芸市民音楽祭」が本市での記念式典に先立ち開催され、たつの市からも 3 団体にご出演いただき、参加者全員での童謡の合唱を行うなど、大いに親交を深めることができました。

たつの市とは、引き続き、様々な分野での交流を図り、より一層つながりを深めてまいりたいと考えております。

次に、「保育所の副食費の免除」についてであります。

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、本年 10 月から、0 歳から 2 歳児までの住民税非課税世帯及び 3 歳から 5 歳児までの全世帯について、幼稚園、保育所等の利用料が無償化されます。

また、国の制度では、3 歳から 5 歳児までの副食費につきましては、年収約 360 万円未満相当世帯の児童と、全世帯の第 3 子以降の児童についてのみ免除となります。

本市では、0 歳から 2 歳児までの住民税課税世帯については、これまでどおり保育料として副食費もご負担いただきますが、児

童の約半数が国による免除の対象外となる3歳から5歳児につきましては、本市独自の支援として、所得の要件等に関わらず副食費を免除することとし、子育て支援策の充実に取り組んでまいります。

次に、「防災・減災対策」についてであります。

9月1日に実施しました安芸市総合防災訓練では、自主防災組織などから約4,000人の参加がありました。

各自主防災組織では、南海トラフ地震を想定した津波等からの避難、炊き出しや消火訓練等、様々な取り組みが行われました。

本年は、キセキレイの里と、つつじの丘の2か所の福祉避難所におきましても、同日に開設訓練を行いました。災害時において、要配慮者が安心して福祉避難所を利用できるよう、施設の職員や自主防災組織、地域住民が連携した訓練を行い、福祉避難所の役割や運営等への理解も図ったところでございます。

今後は、訓練により確認できた課題を整理し、防災・減災対策の強化に取り組んでまいります。

次に、「旧『国民宿舎あき』の土地・建物の処分」についてであります。

本年7月に、民間事業者グループから再度、旧国民宿舎の土地・建物を活用したいとの提案を受けたため、当該財産の処分を

進めてまいります。

当該財産の売却は、公募型プロポーザル方式による公売を考えており、敷地を分合筆するための測量委託費等を、今期定例会において補正予算に計上しております。

また、旧国民宿舎用地として長年にわたり賃貸借しておりました民有地につきまして、用地交渉がまとまったことから、用地取得費につきましても補正予算に計上しております。

次に、「観光情報センターのリニューアル」についてであります。

来年、三菱グループが創業 150 周年を迎えることを契機に、彌太郎の功績を伝承し、人材育成につなげることや、本市への新たな人の流れを創造することを目的として、本年度、安芸観光情報センターをリニューアルいたします。

委託事業者も決まり、彌太郎の足跡を、臨場感ある「バーチャル・リアリティ」映像により体感できる設備の導入等を行い、来年度 4 月のリニューアルオープンを目指し、作業を進めております。

なお、内装工事は、来年 1 月から約 3 か月をかけて行う予定としており、観光資源のコンテンツを磨き上げ、県内外また国外へも広く情報発信することで、さらなる観光誘客を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

最後に、「プレミアム付商品券」についてであります。

消費税率の 10 パーセントへの引上げに伴い、住民税非課税の方と、学齢 3 歳未満の乳幼児のいる子育て世帯を対象として、販売額 20,000 円に対して、5,000 円のプレミアムが付与されるプレミアム付商品券事業を行っております。

住民税非課税の方に対しましては、市役所西庁舎 1 階に設けた商品券室におきまして、本年 11 月 30 日を期限として申請を受け付けており、8 月末現在で、対象者 4,275 人のうち、1,122 人の方が申請を済ませております。

また、子育て世帯は申請の必要は無く、289 人が対象となっております。

なお、商品券は 10 月 1 日から、安芸商工会議所で販売いたします。使用は市内店舗に限られ、8 月末現在で 70 店舗での使用が可能となっております。使用期限は、来年 2 月 29 日までとなっております。

プレミアム付商品券事業により、家計の負担を緩和し、地域の消費を支えることで、地域振興を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、今議会に提案いたしました議案をご説明いたします。

まず、予算案件は、令和元年度安芸市一般会計補正予算など 8 件であります。

このうち一般会計補正予算は、主な増額として、昨年 7 月豪雨により被災いたしました安芸ノ川線ほか過年補助災害復旧費に 15 億 2,242 万円、くわのき橋ほか過年単独災害復旧費に 2 億 6,150 万円、農業用ため池のハザードマップ作成委託に 2,500 万円などで、総額 22 億 958 万円余りを増額するものであります。

次に条例議案は、『安芸市印鑑条例の一部を改正する条例』など 6 件でございます。

その他の議案は、報告案件 2 件、人事案件 1 件、決算案件 12 件、その他案件 2 件の計 17 件であります。

各議案につきましては、後刻、副市長並びに担当課長から詳しくご説明申し上げます。

十分にご審議をいただきますとともに、それぞれの案件につきまして、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。